

隠岐の島町パブリックコメント実施要綱の考え方

第1条（目的）

この要綱は、パブリックコメント制度に関する必要な事項を定めることにより、町民の多様な意見を反映させた政策形成の質的な向上を図るとともに、開かれた町政を実現することを目的とする。

第2条（定義）

この要綱においてパブリックコメントとは、町が第4条の計画等を策定するとき、その案が公表できる程度に具体化した段階で町民等に公表し、意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見と意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。

【考え方】

1. この要綱は、平成11年から国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」、いわゆるパブリックコメント手続が実施されて以来、マスコミ等により一般的に認知されてきている呼称「パブリックコメント」を要綱の名称に用いる。
2. 町民とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 町内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者

第3条（実施機関）

この要綱の実施機関は、町長その他関係機関とする。

【考え方】

「その他関係機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者をいう。

第4条（対象となる計画等）

この要綱の対象は、次のとおりとする。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画の策定、変更
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例。ただし、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。

(3) その他実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

対象事項は、基本的に町民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるもので、町内全域または全町民等を対象とするものをいう。

1. 第1号の「町の基本的な施策に関する計画」については、将来の町の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、その名称については基本構想、プラン、方針など特に問わない。なお、道路（〇〇地区の道路改修、側溝蓋かけなど）、河川（△△川の〇〇付近の改修など）、公園（利用対象者が地区に限定される公園の整備）などの個別地域での整備事業については原則として対象外だが、基本的な考え方が町内全域または全町民等を対象とするものについては対象とする。
2. 「町民に義務を課し、又は権利を制限する条例」については、広く町民等に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項（注1）に基づく条例を指す。
また、「町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、パブリックコメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象から除外する。
3. 「その他実施機関が必要と認めるもの」については、広く町民等に適用される規則や要綱等があてはまり、特定の者などに対する個別的、具体的な処分は対象とならない。

（注1）地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

第5条（適用除外）

第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 法令若しくは条例で別に手続きなどが定められている計画等
- (2) 審議会等がこの要綱に準じた手続きで策定した答申等に基づき、実施機関が策定する計画等
- (3) この制度とは別に、アンケート調査など町民の意見を反映する適切な方策を講じて策定する計画等
- (4) 迅速性、緊急性を要するもの
- (5) 計画等の内容が軽微なもの

【考え方】

1. 「法令若しくは条例で別に手続きなどが定められている計画等」とは、上位法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいう。
2. 「審議会等がこの要綱に準じた手続きで策定した答申等に基づき、実施機関が策定する計画等」とは、審議会、協議会等の附属機関などにおいて既にパブリックコメント制度の実施と同様な方法により、報告、答申などがなされた場合には、その報告、答申などを尊重し、政策等を決定していくものをいう。この場合、公表は審議会等の長の名前で行い、考え方の整理は審議会等で議論する。
3. 「迅速性、緊急性を要するもの」とは、パブリックコメント実施に伴う所要期間の経過などにより、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、手続き経る余裕がない場合をいう。具体的には、災害などに緊急に対応する必要がある場合などに限られる。
4. 「軽微なもの」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものをいう。

第6条（計画等の案の公表）

実施機関は、次の方法により、決定前の計画等の案（公表方法等によっては内容を要約したもの）を公表する。また、公表に際しては、計画等を策定する趣旨、目的、背景等、必要資料を町民に分かりやすく公表するよう努めるものとする。

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 広報誌又はお知らせ便への掲載
- (3) 実施機関の担当課等での閲覧又は配布
- (4) 実施機関が必要と認める施設での閲覧又は配布

【考え方】

1. 公表する案は、作成された案そのものに限らず、その内容がわかるものであれば差し支えない。公表する案及び資料は、町民等がその内容を十分理解できるよう、難解な表現を避けわかりやすいものとする。また、論点などを明確にし、町民等からの意見提出がしやすくなるようにするとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な量を提供する。

また、条例案については、単に条文のみを公表するだけでなく、町民等にわかりやすいように「骨子等」を示すこととする。

2. 実施予定段階のパブリックコメントについても、町民に広く周知する必要があることから、できる限りホームページに案の概要、実施時期等を掲載していくこととする。

第7条（意見の募集）

実施機関は、町民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則と

して 30 日以上の提出期間を確保するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等の提出をしようとする町民等は、住所、氏名又は団体名及び電話番号を明示しなければならない。

【考え方】

1. 意見提出期間については、共通のルールとして「30 日以上」をひとつの目安とする。よって、計画等を策定していく場合は、意見提出期間として 30 日以上の期間を事前に想定し、最終的な決定が行えるよう、余裕をもったスケジュールを定めるものとする。
2. 意見等の提出方法については、案の公表時に必ず明示する。
また、「その他実施機関が必要と認める方法」には、宅配便などを含む。
3. 町民等に責任ある意見の提出を求める趣旨から、原則として住所、氏名又は団体名、電話番号の明示を求めることとする。
また、電話など口頭による意見の申し出については、意見の内容が不明確になる恐れがあるため、その場で書面による提出を求める。なお、障がい者からの申し出があった場合は、障がいの状態に応じて適切に対応する。

第 8 条（決定した計画等と意見の公表）

実施機関は、寄せられた町民等の意見を考慮して、計画等を最終的に決定し、次の事項について公表する。その方法は、第 6 条と同様とする。ただし、隠岐の島町情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

- (1) 決定した計画等の内容
- (2) 寄せられた意見の内容
- (3) 意見に対する町の考え方

【考え方】

町民等から提出された意見の内容に着目し、計画等案をより良いものにするために意見を十分に考慮して、実施機関が意思決定を行う。

よって、単に賛否を問うものではないことから、原則として賛否の結論だけを示した意見又は公表した計画等案に直接関係のない意見に対しては、実施機関の考え方は示さない。

提出された意見を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容と修正理由を公表する。

また、意見の提出があった町民等へ個別には回答しない。

第9条（その他）

この要綱に定めるものの他、本手続の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に実施機関が策定する計画等について適用し、施行の際に立案過程にある計画等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続きを実施するものとする。